

平成23年 第3回定例会  
予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

ページ

議案第2号 平成23年度三重県一般会計補正予算(第6号)	
【教育委員会関係】 .....	1

平成23年10月7日

教育委員会

議案第2号

平成23年度三重県一般会計補正予算(第6号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	22,192,074	61,972	22,254,046
	小学校費	60,569,534	▲ 130,202	60,439,332
	中学校費	33,504,589	▲ 54,593	33,449,996
	高等学校費	38,183,683	11,512	38,195,195
	特別支援 学校費	10,689,989	1,183	10,691,172
	社会教育費	886,521	30,000	916,521
	保健体育費	1,486,666	-	1,486,666
合 計		167,513,056	▲ 80,128	167,432,928

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
<b>教育総務費</b>				
県立学校防災機能強化事業費	-	58,200	58,200	県立学校の防災機能を緊急に強化するための非常用発電機及び投光器等の整備 ・非常用発電機(5台/校) ・投光器(5台/校) ・組立式簡易トイレ(20セット/校)等
災害対策映像教材作成事業費	-	3,772	3,772	防災教育の充実・強化を図るための教職員研修用教材及び児童生徒用映像補助教材の作成 ・教職員研修用 4本 ・児童生徒用 1本
<b>小学校費</b>				
小学校人件費	59,179,177	▲ 130,202	59,048,975	管理職員の特例的な給料の減額の実施に伴う減額 ・減額の対象者数 790人
<b>中学校費</b>				
中学校人件費	32,566,656	▲ 54,593	32,512,063	管理職員の特例的な給料の減額の実施に伴う減額 ・減額の対象者数 331人
<b>高等学校費</b>				
高等学校人件費	30,598,269	▲ 33,631	30,564,638	管理職員の特例的な給料の減額の実施に伴う減額 ・減額の対象者数 200人
校舎その他建築費	2,768,576	45,143	2,813,719	災害から生徒を守るため、県立高等学校において強化ガラスへの取替等を緊急に実施するための増額 ・対象 110棟
<b>特別支援学校費</b>				
特別支援学校人件費	8,797,157	▲ 6,685	8,790,472	管理職員の特例的な給料の減額の実施に伴う減額 ・減額の対象者数 40人
特別支援学校施設建築費	376,200	7,868	384,068	災害から児童生徒を守るため、県立特別支援学校において強化ガラスへの取替等を緊急に実施するための増額 ・対象 18棟
<b>社会教育費</b>				
鈴鹿青少年センター費	99,455	30,000	129,455	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森公園が共同で利用する受水槽の設置工事について、耐震性の高い工法に変更することに伴う教育委員会負担分の増額 (工法の変更) ・地下鉄筋コンクリート式 → 地上ステンレス式

## 議案第6号

## 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

## 1 改正理由

東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、県の厳しい財政状況を考慮し、公立学校における管理職員の給料を特例的に減ずるものです。

## 2 改正内容

減額措置の内容は下記表のとおりです。

区分	内容	
	改正前	改正後
公立学校職員の校長、教頭、事務長	管理職手当の 100分の3	給料の月額 の100分の8

## 3 減額するための特例期間

平成23年11月1日から平成25年7月31日までとします。

## 4 減額による影響額

この条例案の施行に伴う影響額は、平成23年度において、2億2,511万円です。

(参考) 特別職及び知事部局等の管理職員の減額措置

(平成23年7月1日から平成25年3月31日まで。知事については、現知事はその職にある間。)

区分	内容		
	改正前	改正後	
知事	給料月額の 100分の5	給料月額の100分の30 期末手当の100分の50 退職手当不支給	
副知事	給料月額の 100分の5	給料月額の 100分の15	
教育長、代表監査委員 企業庁長、病院事業庁長	給料月額の 100分の2	給料月額の 100分の10	
管理職員	部長級	管理職手当の 100分の5	給料の月額 の100分の10
	次長級	管理職手当の 100分の5	給料の月額 の100分の8
	課長級等	管理職手当の 100分の3	給料の月額 の100分の8